様式第６号（第５面）

（ニ）　青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）第11条により公共職業安定所が求人不受理とすることができる求人者に該当する旨の自己申告があった求人者からの学校卒業見込者等であることを条件とした求人は取り扱わない。

(6)　取扱職種の範囲等の変更については「取扱職種等の範囲等」の欄に変更後のものを記載することとし、変更前の取扱職種の範囲等を⑧変更前の欄にも記載すること。

5　特別の法人・地方公共団体無料職業紹介事業変更届出書の記載方法

(1)　特別の法人が無料職業紹介事業を行う事業所の新設を届け出て行う場合は、表題中「有料・無料」、「職業紹介事業許可証再交付申請書」、「職業紹介事業変更届出書」、「職業紹介事業変更届出書及び有料・無料職業紹介事業許可証書換申請書」、「有料・無料・特別の法人無料・地方公共団体無料職業紹介事業取扱職種範囲等届出書」及び「・地方公共団体」を抹消し、並びに１から７まで及び９の全文を抹消すること。

(2)　地方公共団体が無料職業紹介事業を行う事業所の新設を届け出て行う場合には、表題中「有料・無料」、「職業紹介事業許可証再交付申請書」、「職業紹介事業変更届出書」、「職業紹介事業変更届出書及び有料・無料職業紹介事業許可証書換申請書」、「有料・無料・特別の法人無料・地方公共団体無料職業紹介事業取扱職種範囲等届出書」及び「特別の法人・」を抹消し、並びに１から８までの全文を抹消すること。

6　①欄には、申請書又は届出書を管轄都道府県労働局に提出する年月日を記載すること。

7　②欄には、申請者又は届出者の氏名（法人又は団体にあっては、その名称及び代表者の氏名）を記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。

8　③欄には、許可・届出の際に付与された許可・届出番号を記載すること。

9　④欄には、氏名（個人）又は名称（法人又は団体における名称）を記載すること。

10　⑤欄には、事業所の所在地（法人にあっては主たる事務所の所在地）を記載すること。

11　⑪欄には、変更（廃止）事項について、変更（廃止）した年月日を記載すること。

12　なお書きは、代表者又は職業紹介責任者の変更届出以外の場合は抹消すること。

また、代表者又は職業紹介責任者の変更届出においてそれぞれ変更のないものに係る部分について抹消すること。

13　⑭備考欄には、担当者職、氏名及び連絡先を記載すること。

14　職業紹介を行う事業所の新設又は廃止の場合における職業紹介事業変更届出書における記載方法

新たに職業紹介事業を行う事業所の新設を届け出て行う場合、又は、職業紹介事業を行う事業所を廃止する場合は、⑦欄には事業所の「設置」又は「廃止」を記載することとし、該当する全ての事業所の名称及び所在地を⑥欄に記載すること。所定の欄に記載し得ないときは別紙に記載して添付すること。

⑪欄に事業を開始する（又は廃止した）年月日を記載すること。⑫欄には、職業紹介事業所を設置する場合について、該当する事業所における職業紹介責任者の氏名、住所を記載すること。⑬欄には、事業を廃止した理由を具体的に記載すること。

様式第六号の二中「許可」の下に「・届出」を、「不服のあるときは」の下に「、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により」を加え、「60日以内」を「３箇月以内」に、「、厚生労働大臣に対し」を「厚生労働大臣に対し、」に改め、「また、処分の取消しの訴えは」の下に「、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により」を加え、「６か月以内」を「６箇月以内」に改める。

（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則の一部改正）

第二条　労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則（昭和六十一年労働省令第二十号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第二項中「付するものとする。」の下に「ただし、日雇労働者に係る労働者派遣が行われないことが明らかである場合は、この限りでない。」を加える。

様式第一号（第一面）中「にあつて」を「にあって」に、「も該当せず、」を「も該当しないこと並びに」に、「に該当せず、かつ、」を「でないこと、」に改め、「該当しないこと」の下に「及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則第29条の２に規定する基準に適合すること」を加える。

様式第一号（第二面）中「キャリア・コンサルティング」を「キャリアコンサルティング」に改める。

様式第一号（第三面）中「にあつて」を「にあって」に、「キャリア・コンサルティング」を「キャリアコンサルティング」に改める。

様式第三号の二（第一面）中「キャリア・コンサルティング」を「キャリアコンサルティング」に、「キャリア・コンサルタント」を「キャリアコンサルタント」に、「その他の教育」を「その他の教育訓練」に改める。